

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 保安林の指定をする予定である件
- 保安林の指定実施要件を変更する件三件
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件五件

## 告 示

### 福島県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 双葉郡楢葉町大字山田浜字坂下三九から四二まで、四三の一、字荒巻二二から二五まで、二六の一、二六の二、二七の一、字清隆寺分三三、二四、二五の一、二五の二、二六、二七の一、二七の二、二八、二九、三〇の一、三〇の二、三一の一、三二の一、字免田一九から二一まで、二二の一から二二の三まで、二三の一、字岩淵町二三から二五まで、二六の一から二六の三まで、二七の一、二八の一
- 二 指定の目的
  - 潮害の防備
- 三 指定実施要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、楢葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楢葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 大沼郡金山町大字大栗山字長窪二九二の九、二九二の一四から二九二の一八まで、二九二の二〇、二九二の二一、二九二の二五、二九二の三五、二九二の一の三七、二九二の四四、二九二の四五、二九二の四八から二九二の五三まで、二九三〇から二九三二まで、二九四二の一、二九四五から二九五〇まで、二九五一の一、二九六四の一、二九六四の二、三〇三六
  - 二 保安林として指定された目的
    - 干害の防備
  - 三 変更後の指定実施要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
        - 字長窪二九二の九、二九二の一四から二九二の一八まで、二九二の二〇、二九二の二一、二九二の二五、二九二の三五、二九二の三七、二九二の四四（次の図に示す部分に限る。）、二九二の四五、二九二の四八から二九二の五三まで、二九三〇から二九三二まで、二九四二の一、二九四五から二九五〇まで、二九五一の一、二九六四の一、二九六四の二、三〇三六
      - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
        - 2 立木の伐採の限度
          - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡浅川町大字浅川字城山五八、八〇、八四の一から八四の三まで、八五の二、八七の二、八七の三、八七の五、八七の八、八七の一六、八七の一八、八七の二〇、八七の八三から八七の九四まで、八七の九八から八七の一〇五まで、八七の一〇七から八七の一〇九まで、八七の一一二、八七の一三三、八七の二三〇、八七の二三四から八七の二三六まで、八七の二四〇、八七の二四五、八七の二四六、八七の二五三、八七の二六六、八七の二七五、八七の二九一から八七の二九三まで、八七の二九五、八七の二九八、字山根一〇の一、一〇の二

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、浅川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡浅川町大字浅川字城山五八、八〇、八四の一から八四の三まで、八五の二、八七の二、八七の三、八七の五、八七の八、八七の一六、八七の一八、八七の二〇、八七の八三から八七の九四まで、八七の九八から八七の一〇五まで、八七の一〇七から八七の一〇九まで、八七の一一二、八七の一三三、八七の二三〇、八七の二三四から八七の二三六まで、八七の二四〇、八七の二四五、八七の二四六、八七の二五三、八七の二六六、八七の二七五、八七の二九一から八七の二九三まで、八七の二九五、八七の二九八、字山根一〇の一、一〇の二

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、浅川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

令和四年五月二十七日

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浅川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

（森林保全課）

福島県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡三島町大字大石田字谷地二六五三、二七九四の一、二七九四の二、字前ノ沢二一八九、二一九〇、二一九二、二一九五から二二〇一まで、二二二三の三、字石坂二五三九の二、二六四九、二六五二

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷地二七九四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

（森林保全課）

福島県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 押部新作 押部新哉 押部常男 菅家市郎 菅家榮子 菅家一夫 栗城清志 栗城貞吉 栗城茂太郎 栗城徳弥 栗城義司 栗城ヨネ 小塩研一 越尾幸一 五ノ井謙一 五ノ井勇喜 齋藤一 齋藤勇一 齋藤義雄 佐々木清規 三瓶力 須佐一雄 須佐敬助 須佐國雄 須佐憲政 須佐廣昭 須佐ミネ子 鈴木秀勇 高根沢泰 角田栄司 角田ツヤ子 中丸與重郎 中丸三九郎 中丸宗平 中丸友伊 中丸常太郎 中丸孫三郎 中丸守 野原きよい 長谷川泰藏 坂内忠市 星慶次 目黒一士 目黒孝志 目黒安日子 山内映雄 横田新 横田勇男 横田國雄 横田幸一 横田智 横田善一 横田武 横田武 横田俊明 横田俊郎 横田長久 横田文太郎 横田瑞男 渡部清太郎 渡部日出子 渡部博之 渡部利一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和四年福島県告示第二百七十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を田村市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 遠藤弘長 大久保榮喜 大沼俊秋 奥山勝政 小檜山大字会 橋本猪太郎 山根振興会 吉田邦行 渡邊久男
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第六百八十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を田村市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 坂本松雄 樽井末治 吉田直樹 橋本伸作

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第六百八十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 荒川栄進 荒川四郎 荒川吉英 五十嵐教道 上野文次 大満美好 荻窪部落会 小原伊佐美 小原勝吾 小原ミドリ 久家アイ子 久家喜久男 久家広明 白岩興重 富田禎次 富田昌志 富田勝 星彦惣 松本陽一 宗像五郎 宗像勝男 目黒忠 目黒常美 目黒豊勝 目黒穂積 弓田賢治 若林一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第六百九十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を三島町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 飯塚丑吉 飯塚丑松 飯塚勝彦 飯塚庄太郎 飯塚千代子
- 飯塚千代子 飯塚徳市 飯塚平吾 五十嵐榮一 五十嵐重郎 五十嵐公俊 五十嵐清 五十嵐健次 五十嵐孝一 五十嵐幸作 五十嵐栄 五十嵐庄市 五十嵐庄四郎 五十嵐清一 五十嵐竹次 五十嵐毅 五十嵐藤吾 五十嵐寅之助 五十嵐ハナ子 五十嵐花子 五十嵐文祐 五十嵐洋子 五十嵐良次 大沼慶吉 大沼十七 奥村吉雄 川島茂八 川島徳次 菅家倉之助 菅家茂男 小柴吉佐 小柴智雄 小柴トラ 齋藤逸九 齋藤逸成 佐藤音市 田崎健一 角田丑三 角田熊喜 角田源作 角田重太郎 角田清一 角田全次 角田禎次郎 角田トラ 角田一 二瓶厚二 二瓶潔 二瓶環 二瓶保 二瓶亮 長谷川庄次 長谷川善次郎 長谷川徳三郎 秦吉重郎 秦敬介 秦定次 秦セツ子 秦仙八 秦正喜 坂内孝 坂内仁 坂内美紀雄 坂内弥之助 坂内洋之輔 堀内五四郎 堀内定一 堀内常太郎 堀内常太郎 堀内武次 三浦勲一 渡辺武 渡辺嗣雄 渡邊嗣雄 渡邊勝 渡邊勝 渡部市夫 渡部亀吉 渡部亀之助 渡部菊次郎 渡部熊三郎 渡部条次 渡部慶市 渡部重四郎 渡部清五郎 渡部長次郎 渡部長多郎 渡部留四郎 渡部泰介 渡部彦七 渡部平作 渡部孫次 渡部義雄

二 通知の内容の要旨

- 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第七百六十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

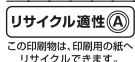
福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 太田信用組合 菅野浅吉

- 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第六百八十三号）によること。

（森林保全課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷